

## 横須賀市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 民間建築物の所有者等が行うアスベスト等の含有調査に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該吹付け建築材料の重量0.1パーセントを超えるものをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (3) 民間建築物 国、地方公共団体又はこれらに準じる者が所有する建築物以外の建築物をいう。
- (4) アスベスト等含有調査 建築物の壁、柱、天井等に施工されている吹付け建材について行うアスベスト等の含有の有無に係る調査で、建築物石綿含有建材調査者等（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者をいう。以下同じ。）による調査に基づき実施するものをいう。
- (5) 分析調査 建築材料にアスベストが添付されているか否かを専門調査機関が「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成28年4月13日基発0413第3号厚生労働省労働基準局長通知）に定める方法により判明させる調査をいう。
- (6) 不特定多数の者が利用する建築物 次に掲げるものをいう。
  - ア 集会場その他の建築基準法別表第一（イ）欄（一）項に掲げる用途であるもの
  - イ ホテル又は旅館
  - ウ 飲食店、物販店舗その他の建築基準法別表第一（イ）欄（四）項に掲げ

る用途であるもの

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、建築基準法に違反していないものとする。ただし、アスベスト等の含有調査に関し、過去にこの要綱による補助金又は他の補助金を受けたものについては、この要綱による補助金は交付しない。

(1) 昭和31年から平成元年までに建築確認を得て着工された民間建築物で次の各号のいずれかに該当するもの

ア 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

イ 不特定多数の者が利用する建築物で延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

(2) その他市長が認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 第3条に規定する補助対象建築物を自ら所有する者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体若しくは同法第25条に規定する管理者

(2) 市税に滞納がなく、かつ、市税に係る必要な申告を怠っていないこと。

(3) 個人である場合にあつては、横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 法人その他の団体である場合にあつては、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、アスベスト等含有調査に要する費用の額の10分の10の額とし、1棟につき25万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数はこれを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に係る契約の締結前に、

規則第4条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定する参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象建築物の案内図及び配置図
- (2) 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある範囲を明示した平面図
- (3) 補助対象建築物及び吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある部分の現況写真
- (4) 吹付けアスベスト等含有調査に係る見積書の写し
- (5) 登記事項証明書その他の補助対象建築物の所有権を証する書類
- (6) 補助対象建築物の所有権を有する者の全員（申請者を除く。）の同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書等の写し（補助対象建築物に申請者以外の所有者がいる場合に限る。）
- (7) 個人である場合にあつては、氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別（以下「氏名等」という。）を記載した書類。ただし、補助金等交付申請書に氏名等の記載がある場合は、省略することができる。
- (8) 法人その他の団体である場合にあつては、当該団体の役員の氏名等を記載した一覧表
- (9) 建築基準法に定める確認済証の写し又は建築確認等台帳記載事項証明書
- (10) 建築物石綿含有建材調査者等であることを証する書面の写し
- (11) 委任状（代理人が申請する場合に限る。）
- (12) 市税に未納のないことの証明書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は前項の申請に当たり、補助金の交付申請前に、円滑かつ確実に申請が受理されるよう、事前に相談を行うものとする。

（事業着手届の提出）

第7条 規則第5条第1項の規定により当該補助事業の補助金の決定を受けた者が当該事業に着手するときは、事業着手前に横須賀市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業着手届（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 吹付けアスベスト等含有調査事業の実施に係る契約書の写し
- (2) 吹付けアスベスト等含有調査事業の実施に係る工程表
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 規則第5条第1項の規定により当該補助事業の補助金の決定を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了の日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日に属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 調査機関が発行した分析調査の結果報告書の写し
- (2) 吹付けアスベスト等含有調査事業の契約に係る請求書等支払いを証する書類の写し
- (3) 調査箇所の採取中及び採取後の現場写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 補助金を請求しようとする者は、規則第11条第2項に規定する請求書を市長に提出するものとする。

(書類の整理等)

第10条 補助金を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。